

対馬市森林づくり条例(案)に関する パブリックコメント募集結果

(1) 目的

パブリックコメントとは、行政などが意思決定する際の政策などを事前に公表し、その案について、広く市民などからのご意見やご指摘、情報などを募集するものです。

今回、「対馬市森林づくり条例(案)」について、下記のとおり実施しましたので、回答とともにお知らせいたします。

(2) 募集期間

平成23年7月25日(月)～平成23年8月25日(木)まで

(3) 意見応募件数

3 件

(4) 意見に対する回答

意見の趣旨	回 答
第1条中、“森林を育て”は“森林を育み”の方が理解しやすいのではないかと。	ご指摘の箇所につきましては、“み”と言う表現が続くことから原案のとおりとさせていただきます。 どうぞご了承いただきますようお願い申し上げます。
条例の用語中、『“森・里・海”』の表現で表すことが一般的だと思うが『“森・川・里・海”』の表現になっているのは何か考え・想いがあるのでしょうか。	ご指摘の事項につきましては、検討委員会においても議論いたしました。 御承知のとおり、森の恵みは川、里を通じて海に注ぎ、豊かな海洋資源を育てています。 よって、本条例の大きな策定目的のひとつであります連環による環境保全・環境再生を目指すうえで川・河川は欠くことのできないものとの考えにより取り入れております。 どうぞ趣旨をご理解のうえご了承いただきますようお願い申し上げます。
第10条第8号の“有害鳥獣”は、限定されることから“有害鳥獣等”が良いのではないかと。	第8号では、有害鳥獣であるツシマジカ、イノシシの皮や食肉の今後の有効活用を謳っており、差別化のため“有害鳥獣”としておりますので原案のとおりとさせていただきます。 どうぞご了承いただきますようお願い申し上げます。

※上記以外にも例規の形式や字句に対するご意見を多数いただきました。誠にありがとうございました。